

徴集猶予停止に関するいくつかの問題について

西山 伸†

はじめに

学徒出陣は、近年になって本格的な調査研究の対象となってきた。しかし、現状では、それら是一部の学徒兵が残した日記等の分析や、いくつかの大学による出陣学徒数や戦没者数の調査にとどまっており、学徒出陣を総体において実証的に考察したものとは言いがたい⁽¹⁾。

学徒出陣とは、従来原則として在学中は徴集を猶予されていた高等教育機関の男子学生生徒が、1943年10月2日公布の勅令第755号「在学徴集延期臨時特例」により、その猶予を停止され、文科系を中心として徴兵検査合格者が以後敗戦まで陸海軍に入隊していった事象を指す⁽²⁾。

この、学徒出陣の根本をなす徴集猶予停止をめぐっても、考察しなければならない問題がいくつか存在している。本稿では、それらの解明を試みることにする。

1 大学側に事前の打診はあったのか

学徒の徴集猶予停止が公表されたのは、上記の勅令公布に先立つ9月22日夜7時30分から行われた東条英機首相によるラジオ放送「官民に告ぐ」の中であった。翌日の報道によると、この放送で東条は「国内態勢強化方策」として、①行政運営の決戦化、②国民動員の徹底、③国内防衛態勢の徹底強化、④重要企業の国家性の明確化、⑤海陸

輸送の一貫的強化、⑥租税および国民貯蓄の強化、⑦価格および配給制度の徹底的簡素化、⑧各種外郭団体の整理、⑨各種統制機関ならびに統制会社等の徹底的整理、の9項目を列挙し、「国内必勝態勢の強化」を国民に訴えた⁽³⁾。この方策は、前日の21日に開かれた定例閣議で決定したもので、このうち②の「国民動員の徹底」に「一般徴集猶予を停止し理工科系統の学生に対し、入営延期の制を設く」「理工科系統の学校の整備拡充を図ると共に法文科系統の大学、専門学校の統合整理を行ふ」と、徴集猶予停止と理工系学徒の入営延期、さらにそれに伴う理工系拡充・法文科系の統合整理が盛り込まれていたのであった。

言うまでもなく、この決定は大学をはじめとした高等教育機関にとって極めて大きな意味をもった。すでにこの2年前の1941年より修業年限の短縮が実施されていたが、今回の決定はこれをはるかに上回る大変革であった。教育内容面での変革を余儀なくされるのはもちろんのこと、特に文系中心の私立高等教育機関にとっては、在学者の多くが入営することが予想され、経営上の観点からも大問題と言えた。

こうした大変革について、大学等に事前の打診はあったのか否かが最初の問題である⁽⁴⁾。

推定の根拠となる史料は多くないが、当時明治大学の専門部長を務めていた小島憲は、東条のラ

† 京都大学大学文書館教授

ジオ放送を聴いた当日9月22日および翌日のことを日記に次のように記している。

夜七時半東条首相が重大放送を行った。前夜ラジオが突如として明晩の番組を変更して東条首相の放送があると報じたのでさてはと思ひ当たるところがあった。最近のソロモン、ニューギニアの戦況面白からず決戦態勢強化の必要を(ママ)通感せられてゐた際とて定刻前から帰宅してラジオに耳を傾けて居ると果然予想以上に重大なる国内体制の変革が発表せられた。就中強く耳朶を打たのは学生生徒の徴集猶予の停止、文科系統大学の教育停止、理科系統教育の拡充整備、文科系諸学校の統合整理を断行すると云ふことであつた。固より決戦下の重大国策である以上国家の至上命令に従ふのみであるが、猶予中の子弟を持た親達は嘸かし愕然としたであらう。

翌日昼間の講義はなかつたけれども朝早く学校に行た。皆今日からでも学校が閉鎖になる様な顔をして仕事も手に付かぬらしい。直ちに平常通り授業をなす様命じまだ具体的なことが何も解らぬのだから寄々協議をしたところで無駄であり追て文部省よりの達しがあるまで従前通り落ち付いてやれと激励し学生にも其の旨諭した。発表が余りに唐突だったのと何等具体的方法が示されないので父兄の周章方は想像の外で諸方面から櫛の齒の如くに問合せがあるが、全然政府案の内寄を(ママ)窺知し得ざる為め答へ様がない。恐らく十月に入ってから漸次指示あるものと推測される⁽⁵⁾。

この日記によると、私立大学の要職にあつた小島にとって、国内態勢についてある程度の変革は予想していたものの、徴集猶予の停止、文科系教育機関の統合整理などは、その予想をはるかに超えるものだったことが窺われる。「発表が余りに唐突」で「何等具体的方法が示されない」という言葉にも、その驚きが示されている。少なくとも、明治大学

には徴集猶予停止について事前の打診は全くなかつたのではないかと推測される。

それでは、当時大学の研究教育の中心を担っていた帝国大学はどうだったであらうか。結論を先に言えば、当時東京帝国大学総長であつた内田祥三は、自らが出席した学内外の会議について詳細なメモを残しているが、そのメモによる限り事前に何らかの打診があつた形跡は全くない。ラジオ放送の約1カ月前の8月25・26の両日、文部大臣官邸で帝国大学総長会議が開催されている。この会議の主要な議題となつたのは、直前の8月20日に閣議決定された「科学研究の緊急整備方策要綱」であつた。岡部長景文相は、総長会議における訓示で「大学其ノ他ノ科学研究機関ニ其ノ研究者ヲ動員シ、其ノ科学ニ関スル学理研究力ヲバ、今日ノ決戦段階ニ於テ最高度ニ集中發揮セシメ、科学ノ飛躍的ナル向上ヲ図リ、以テ戦力ノ急速ナル増強ニ対シ、積極的ニ寄与シ得ル如ク、之ガ体制ヲ速カニ整備致サントスルモノデアリマス。而シテ科学研究ノ中核タル各大学及科学研究機関ニ於ケル科学研究ハ、従来ノ觀念ヲ此際更ニ払拭シテ真ニ大東亜戦争ノ完遂ヲ唯一絶対ノ目標トシテ強力ニ之ガ推進ヲ図ラントスルモノデアリマス」⁽⁶⁾と、帝国大学による科学研究をすべて戦争遂行のために振り向けるよう強く求めていた。正に科学動員の徹底が、この会議開催の目的であつた。

総長会議には陸海軍関係者も出席していて、26日には戦況についての説明もあつた。その場に出つていた陸軍省兵務局長の那須義雄少将は、学生の戦力化について次のように述べていた。

今年ノ初頃ハ学生ニ時局認識ガ不充分ダト云フ説ガ相当アツタ、最近ハソーデナクナツタ、今日アラユルモノヲ戦力化スル時代ダガ今学生ガ残ッテキル広イ意味ノ学生ノ戦力化ガ必要ト考ヘル、現在学生ハ先生ヨリ強ク認識シテキルコレニモウ一步進メサセレバ大ニ戦力化ガ出来ルト思フ、然シ落書き等カラミテ不

都合ナルモノ少数ハアリ、戦局ガ困難トナルトコレハ少数デモ影響著シ此ノ点注意ヲ願フ、十二月八日ノ宣戦ノ詔勅ノ意義ヲ聞イテモ云ヘナイモノガ随分アルコレハ生産向上ニ大関係アリ⁽⁷⁾

もちろん、ここで言われている戦力化とは、「広い意味」でのそれであり、「生産向上」に関するものであった。

他にこの会議で話し合われたのは、思想問題、留学生の教育問題等であり、在学生の徴集猶予停止については一切話題に上っていなかった。

また、9月7日に開かれた東京帝国大学の評議会においても、上記総長会議についての報告以外に話し合われたのは、教練費の値上げ、外国人学生入学、全学講義等であり、ここでも徴集猶予停止については何も出ていない⁽⁸⁾。このように、残された史料を見る限りでは、東京帝国大学でも明治大学と同様徴集猶予停止について事前に何らかの情報は入っていなかったと思われる。

そもそも、徴集猶予停止が含まれたこの「国内態勢強化方策」は、かなり短期間に作成されたようである。東条の秘書官が残した首相時代の東条の言動記録である『東條内閣総理大臣機密記録』によると、ラジオ放送の4日前の9月18日、東条は内閣書記官長・法制局長官・企画院総裁・情報局総裁を招き、「国内態勢強化方策」の原案である「現情勢下に於ける国政運営要綱案」について審議している⁽⁹⁾。そして、同書の同日の記事には続けて、「右要綱の骨子に付ては、一週間前、総理書記官長間に於て、充分検討せるものにして、之に基き数日前より書記官長を中心に稲田〔周一〕総務課長、赤松、鹿岡〔この両人は東条の秘書官一引用者〕、稲田〔耕作〕秘書官要綱を起案せしめ、一方去る十七日（金）の閣議に於て要綱の骨子に基き、所信を披瀝し、各閣僚に於て総理に同調しある雰囲気を感じせるものなり。尚其の際閣僚に対し忌憚なき所見の提出を求め置けり」⁽¹⁰⁾と記さ

れている。これにより、要綱案の作成が始まったのは「一週間前」、すなわち9月11日頃であること、17日の閣議に初めて提出したことが分かる。そして、前述のように最終決定されたのが21日の閣議であったから、作成から実質10日ほどでこの方策が決まったことになる⁽¹¹⁾。

このように、かなり慌ただしく作成された「国内態勢強化方策」について、事前に大学側に打診があったとは考えにくい。残念ながら状況証拠のみであるが、以上述べてきた点を考えると、徴集猶予停止の発表は大学はじめ高等教育機関にとって、いわば寝耳に水であったと言ってよいのではなかろうか。

なお、徴集猶予停止措置に対して、大学をはじめとした高等教育機関が反対の意思を表明した史料は管見の限りでは存在していない。1941年の修業年限短縮の際には、東京帝国大学から2回、東北帝国大学からも1回当時の橋田邦彦文相宛に、さらなる短縮を行わないよう要望書が出されているのが確認できる⁽¹²⁾が、このときはそのような動きはなかったものと考えられる。すでに戦局が悪化し始めているなか、反対を表明することなど極めて困難であっただけでなく、同時に公表された法文科系教育機関の統合整理という方策への対応で精一杯であったのではなかろうか。

2 入営延期の範囲はどのように決まったのか

入営延期となる「理工科系統」とは、具体的にどの範囲を指すのか。最初に公表されたのは、勅令第755号「在学徴集延期臨時特例」が公布された10月2日の新聞紙上であった。ここでは、「①理工科、医科の学生 ②農科中林学、農業化学、農林化学、畜産関係の学課を修学する学生 ③師範学校、高等師範学校の学生生徒 ④その他満洲国の武官たるべき学校の生徒」の4系統の学生生徒が入営延期者の範囲に決定されたとある⁽¹³⁾。それが、この2日夜にラジオで陸軍省兵備課長の友

森清爾大佐が「在学徴集延期の停止について」と題して放送した内容によると、「①理工科系統および医科の者 ②農科中林学（航空機用木材の研究のためのもの）農芸化学（燃料の研究のもの）農林化学、畜産関係（獣医補充のためのもの）の者 ③函館高等水産学校漁撈科、同遠洋漁業科の者 ④東京農業教育専門学校、東京高等体育学校の者 ⑤文理科大学、高等師範学校、師範学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所、青年学校教員養成所の者」⁽⁴⁾と、いくぶん具体的に、また広がりを見せていた。

ところで、入営延期を定めた理由について、陸軍は次のように述べていた。

いま直ちに全部の学徒が軍隊に入って、軍の戦力を強化すると申しても、軍としては、或ひは軍医も必要であれば、また技術関係の者も必要なのです。ところが、現在修学中の学徒諸君の技能は、明日から直ぐに軍医にするとか、軍の期待するところの技術将校とするためには、なほしばらく修学を継続させる必要のあるものがあるので、こゝに一部の特例を設けて入営延期といふ制度を設けたわけです。さらに、従来の徴集延期との違いについては次のように述べていた。

これまでのやうに徴集を延期されてゐるのではないから、徴兵検査を受けて、いつでも軍に入り得る、時局の急転によっては、或ひは修学中でも直ちに軍に入り得る、さういふ状態において国家の要求するところの研究を継続する、といふ性質のものであるわけです⁽¹⁵⁾。つまり、理工医系の学徒は軍の必要を満たす学力をつけさせるために、卒業まで在学させるとともに、法文系学徒と同様臨時徴兵検査を受検し、場合によっては在学中に徴集されることもあり得るというのであった。

入営延期となる学校が最終的に公表されたのは、11月13日公布の陸軍省令第54号「修学継続ノ為

ノ入営延期等ニ関スル件」によってであった。関係する条文は次のとおりである。

第一条 陸軍大臣ノ指定スル学校ニ在学スル者現役兵トシテ入営スベキ場合ニハ兵役法第四十五条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ入営ヲ延期ス

前項ノ学校ノ指定ハ左ニ掲グル学校又ハ其ノ科ニ付之ヲ行ヒ且之ヲ告示ス

一 大学令ニ依ル大学院又ハ研究科、大学令ニ依ル大学々部、大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等学校高等科、高等師範学校、師範学校、臨時教育養成所、⁽¹⁶⁾実業学校教員養成所及青年学校教員養成所

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総督、満洲国駐劄特命全權大使又ハ樺太庁長官ノ所轄学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズル学校

三 前二号ニ掲グル以外ノ学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズル学校

そして、この陸軍省令に伴って、具体的な学校名を記した陸軍省告示第54号が同日公布された（同告示に示された学校名を〔表1〕に示した）。これによると、大学・高等学校・大学予科・専門学校（文部省所管外の各学校を含む）のうちの理工医系、教員養成のための学校および大学院特別研究生が入営延期として指定されたことが分かる。

この、入営延期となる区分はどのように決められたのであろうか。「理工医系」というと、単純なようでもあるが、例えば農学部などは指定された学科とそうでない学科に分けられている。どこで、どのような議論を経て決定されたのか詳細は不明だが、その経緯を僅かに窺わせる問答が当時帝国議会で行われていた。

10月26日、貴族院の兵役法中改正法律案特別委員会において質問に立った三島通陽は、理工科の入営延期、文科系統の入営について基本的には賛意を表しながらも以下のように質した。

表1 1943年11月13日陸軍省告示第54号における入営延期の学校・学部・科

<p>其一 昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条第一号に該当する学校（学部若は科）</p>
<p>1 大学令に依る大学院又は研究科（特別研究生に限る）</p>
<p>2 大学令に依る大学々部 各大学の工学部、理学部、理工学部、医学部及農学部（農学科、農業経済学科、農業生物学科、農林経済学科、農林生物学科を除く）文理科大学、医科大学並に工業大学</p>
<p>3 高等学校高等科 各高等学校高等科の理科</p>
<p>4 大学令に依る大学予科 北海道帝国大学予科／各医科大学予科／各工業大学予科／慶応義塾大学予科医学部／早稲田大学附属早稲田高等学院の理科／日本大学予科の理科／大阪理科大学予科</p>
<p>5 専門学校 各医学専門学校／各薬学専門学校／各医科大学附属薬学専門部／各帝国大学臨時附属医学専門部／各医科大学臨時附属医学専門部／各歯科医学専門学校／東京農業大学専門部農芸化学科（本科）／日本大学専門部医学科、歯科、工科（本科）／早稲田大学専門部工科／東京高等歯科医学科／東京高等体育学校／東京物理学校本科、高等師範科／大阪専門学校理学科／横浜専門学校第一部機械工学科、電気工学科、工業経営科／研数専門学校物理学科、数学科／北海道帝国大学附属土木専門部／各高等工業学校（明治専門学校、秋田鉱山専門学校、川南高等造船学校を含み東京写真専門学校を除く）／宇都宮、宮崎、東京各高等農林学校獣医学科／盛岡、鹿児島、鳥取、岐阜各高等農林学校農芸化学科、獣医学科／東京高等工芸学校精密機械学科、機械工学科／京都高等工芸学校機械科、精密機械科、窯業科／千葉高等園芸学校農芸化学科／各獣医専門学校／東京農業教育専門学校／函館高等水産学校漁撈学科、製造学科、遠洋漁業科（海軍兵籍に在るものを除く）／航空科学専門学校／立命館大学専門部工学科、理学科</p>
<p>6 高等師範学校、師範学校、各種教員養成所 各高等師範学校／各師範学校／各臨時教員養成所／各青年学校教員養成所／東京商科大学附属商業教員養成所／横浜、名古屋、広島、熊本、金沢、仙台各高等工業学校附設工業教員養成所／東京農業教育専門学校、盛岡高等農林学校各附設農業教員養成所</p>
<p>其二 昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条第二号に該当する学校（学部若は科）</p>
<p>1 宮内省所管 学習院高等科理科</p>
<p>2 農商省所管 水産講習所 旧制の漁撈科、製造科</p>
<p>3 運輸通信省所管 中央気象台附属気象技術官養成所本科</p>
<p>4 朝鮮総督府所管 京城帝国大学医学部、理工学部／京城帝国大学予科の理科／京城、大邱、平壤各医学専門学校本科／京城高等工業学校本科／京城鉱山専門学校本科／水原高等農林学校獣医畜産学科／釜山高等水産学校漁撈学科、製造学科／旭医学専門学校本科／延禧専門学校数物科本科／京城歯科医学専門学校本科／京城薬学専門学校／大同工業専門学校本科／咸興、平壤、京城、全州、大邱、光州、春川、晋州各師範学校</p>
<p>5 台湾総督府所管 台北帝国大学理学部、工学部、医学部、農学部（農業土木、農業化学、獣医学、林学科に限る）／台北高等学校高等科の理科／台北帝国大学予科の理科／台南高等工業学校本科／台中高等農林学校農芸化学科／台北帝国大学附属医学専門部／台北第一、台中、台南、台北第二、新竹、屏東各師範学校</p>
<p>6 関東局所管 旅順工科大学／満洲医科大学／旅順高等学校理科／旅順工科大学予科／満洲医科大学予科／南満洲工業専門学校／満洲医科大学附属薬学専門部本科／旅順、在満各師範学校</p>

例へバ同ジ地理学科ト云フヤウナモノニ於キ
マシテモ、京都ノ帝大デハ地理学科ハ文学部
ニ属シテ居リマスシ、東京ノ帝大デハ理学部
ニ属シテ居ルト思ヒマス、是等ハドウ云フヤ
ウニ、何方ヲ延期サレテ何方ヲ中止サレルノ
カト云フヤウナコトヲ学生ハ当然迷フノデハ

ナイカト思ヒマス、美術学校ノ師範科ヲ延期
サレルト云フ理由モ能ク分リマスガ、サウ考
ヘテ参リマス、東京ノ高等工芸ニハ図案科
ガゴザイマスガ、是ハ高等工芸ト云フ学校全
体カラ申シマシテ、図案科モ延期ナサルノデ
アリマセウカ、又今度ハ京都ノ高等工芸ニハ

織物科ガゴザイマスガ、斯ウ云フモノハ直接戦争トサウ関係ハ無イヤウニ我々素人ニハ考ヘラレルノデアリマスガ、是モ延期サレルノデアリマセウカ、ドウデアリマセウカ、斯ウ云フヤウナコトハ色々疑問ヲ持ツ向モアルヤウニ思ハレマスカラ、ドウゾ斯ウ云フコトヲ早く決メテ戴イテ、サウシテ能ク学徒ニ納得ガ出来ルヤウニ、今国家ハ斯ウ云フモノガ最も必要デアルト云フコトヲハッキリサシテ戴キタイト思ヒマス⁽¹⁶⁾

三島が例に挙げたのは東京帝国大学と京都帝国大学の地理学科、東京高等工芸学校、京都高等工芸学校であったが、要するに三島の質問は、大学や専門学校によって学部学科の分け方は多様であり、表面的な区分をすると、同じような内容を勉強している学徒の一方が入営の対象となり、もう一方が延期となってしまうのではないかと問うたものであった。

これに対して、政府委員として議会に出席していた富永恭次陸軍次官は、次のように答弁していた。

一応ドウ云フ者ハ徴集スル、ドウ云フ者ハ延期スルト云フ、只今決メテ居ルコトハ、〔中略〕是ハ短時日ニ急速ニ研究致シマシタ結果デゴザイマシテ、其ノ細部ヲ仔細ニ検討致シマスレバ、マダマダ合理的デナイ点ガ多々アルコトハ十分ニ自覚致シテ居ル次第デアリマシテ、サウ云フ点ハ後デ追加ヲ致シマス、或ハ削除ヲ致シマスモノモゴザイマスカト存ジテ居ル次第デゴザイマス、其ノ点ハ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス⁽¹⁷⁾

富永は、入営延期の範囲は「短時日ニ急速ニ研究致シマシタ結果」であると弁明し、「マダマダ合理的デナイ」と認めながら、追加や削除の可能性についても述べていた。

実際、一旦入営対象にされながら、学校側の要請によって入営延期に変更になった例もあったようである。横浜専門学校は、文科系の法学科、高

等商業科、貿易科だけでなく、工業経営科・機械工学科・電気工学科の3つあった工学系統学科のうち、工業経営科も入営対象となった。しかし、当時衆議院議員でもあった同校の副校長米田吉盛は、この措置に納得せず、撤回を求めて陸軍省との折衝を執拗に繰り返し、結局工業経営科は入営延期となったという⁽¹⁸⁾。

このように、入営延期の範囲は告示で公表されるまでは確定的なものではなく、「有力者」の運動等によって変更される余地もあるものだった。議会における富永の答弁や、横浜専門学校の事例は、前項で述べた徴集猶予停止の決定が周到に用意されたものではないことの一つの傍証になるう⁽¹⁹⁾。

3 何人の学徒が入隊したのか

(1) これまでの研究

徴集猶予停止によって1943年12月に陸海軍に入隊した学生生徒の数は明らかになっていない。これまでに出版された数値をいくつか確認しておくと、まず防衛庁防衛研修所戦史室が編纂した公的な戦史である『戦史叢書』には、次のような記述がある。

政府は十月一日「在学徴集延期臨時特例〔在学徴集延期全廃〕」を制定（勅第七五五号）した。陸海軍の幹部要員特に航空幹部要員を充足し、素質優秀、素養の高い学徒を決戦に参加させるためであった。本令により徴集される学徒は約九・六万と見積もられた⁽²⁰⁾。

この「約九・六万」の根拠は同書に記されていない⁽²¹⁾。

また、自らも東京帝国大学卒業後、第一期海軍兵科予備学生となり、戦後海軍予備学生について執筆をしている蝦名賢造は、次のように記している。

このようにして昭和十八年十二月陸海軍に入隊、入団したものの、陸軍八万九百三十一人、海軍一万七千九百七人、計九万八千八百三十八人。そのうち理工系で入隊延期となったものは

三万三千五百六十六人といわれる⁽²²⁾。

しかし、蝦名もこの数字の根拠を挙げていない⁽²³⁾。

算出根拠の示されない数字が流布されるなか、実証的な数値の算出を試みたのが蜷川壽恵だった。蜷川は、1943年度の各種学校統計を記録した『文部省第七十一年報』をもとに、大学・高等学校・大学予科・専門学校在学者のうち、入営の対象となる文系の学徒数を割り出した。次いで、入隊者の数値が残されていた東京商科大学と東京外国語学校の調査により在学者の何割が入隊したかを導き、文系の学徒数にその割合を掛けることによって、入隊者数を算出した⁽²⁴⁾。

蜷川によると、当時の文科系学徒の在学者総数は、大学が3万7941名、高校・大学予科・専門学校が合わせて7万5065名で合計11万3006名であった。それに前述の調査から大学3年次80%、大学2年次82%、大学1年次・高専3年次67%、高専2年次40%、高専1年次11%という入隊者比率を出し、それぞれを乗じて大学生2万8877名、高専生1万9005名、合計4万7882名という数値をはじき出した。これに、当時文部省管轄外だったため『文部省年報』に数値が記載されていない外地の大学・高等学校・専門学校、学習院高等科、水産講習所などの学徒を考慮し、このときの入隊者総数は4万9000名程度とした。

(2) 在学者数の推計

蜷川の研究は、入隊者数に確かな根拠を与える画期的なものであった。本論においては、基本的に蜷川の手法にならうが、『文部省年報』については改めて確認し、また近年の大学における調査を参考にして、1943年12月の入隊者数を推計する。

しかし、そもそもこの『文部省第七十一年報』の数値がどれだけ正確なものであるか実はかなり疑わしい。同書は戦争のため刊行が大幅に遅れ、実際に出されたのは1952年12月のことであった。「はしがき」にも「この年報は当時政府の決戦非常措置要綱に基く年報報告事項の停止または簡素

化実施などにより従来の年報の内容よりはるかに簡略となった。なお編集資料の不備があって一部調査を欠くものもあるが、一応基本的の計数は既刊年報に歩調を合せ得たのでとりあえず仮刷として刊行する次第である」と記されているとおり、編集主体の文部省自身が内容の不十分さを認めていた⁽²⁵⁾。とはいえ、現在のところ同書が在学者数に関する最も基本的な資料であることは間違いない。

本論では、大学・高等学校・大学予科・専門学校を対象に、『文部省第七十一年報』より1943年12月現在在学していたと考えられる男子学徒数を算出した。その際、以下の事項につき留意をした。

- ・1943年11月13日陸軍省告示第54号によって入営延期とされた学校・学部・学科（表1）は除外した。
- ・1943年は9月に卒業生が出ているので、各学校とも最高学年の在学者数を除外した。実際には留年している学徒もいたはずだが、実体が不明のため考慮に入れなかった。
- ・大学については大学院生および生徒（選科生・研究生・聴講生・専修科生など）、専門学校については本科以外の課程（専科・別科・速成科・予科・研究科など）、七年制高等学校については尋常科の在学者を除外した。年齢構成が雑多であり、入隊者の比率を計算するのが困難と考えられたからである。

こうして算出した在学者数を学校種別ごとに〔表2〕に示した。大学が3万1757名、高等学校・大学予科が2万3275名、専門学校が5万9807名で、合計11万4839名であった。

(3) 入隊者数の推計

近年詳しい調査を行った大学として京都大学の事例が挙げられる。京大では、大学文書館が学内に残された学籍簿に基づき当時の在学者の入隊歴をデータベース化することによって、入隊者数の調査を行った⁽²⁶⁾。その調査による、京大からの

表2 1943年12月現在の入営対象学校(学部・学科)在学者数

種別	学校数	在学者数	種別	学校数	在学者数
帝国大学	5	9210	官立一般専門学校	6	2338
官立単科大学	3	1612	公立一般専門学校	2	522
公立大学	1	344	私立一般専門学校	51	41348
私立大学	23	20591	官立農業専門学校	13	3080
大学計	32	31757	官立工業専門学校	2	445
官立高等学校	26	5467	私立工業専門学校	1	190
公立高等学校	3	416	官立商業専門学校	11	5616
私立高等学校	4	435	公立商業専門学校	3	1039
官立大学予科	2	458	私立商業専門学校	12	5229
公立大学予科	1	246	専門学校計	101	59807
私立大学予科	23	16253			
高等学校・大学予科計	59	23275	総計	192	114839

表3 京都帝国大学在学者中1943年12月入隊者

学部		入学年月	在学者	入隊者	入隊比率	学部		入学年月	在学者	入隊者	入隊比率
入 営 対 象 学 部	文学部	1941年4月以前	27	5	18.5%	入 営 延 期 学 部	理学部	1941年4月以前	9	0	0.0%
		1942年4月	132	84	63.6%			1942年4月	80	3	3.8%
		1942年10月	184	142	77.2%			1942年10月	81	0	0.0%
		1943年10月	133	71	53.4%			1943年10月	124	1	0.8%
		小計	476	302	63.4%			小計	294	4	1.4%
	法学部	1941年4月以前	47	10	21.3%	入 営 延 期 学 部	医学部	1941年4月以前	119	0	0.0%
		1942年4月	407	308	75.7%			1942年4月	140	0	0.0%
		1942年10月	469	323	68.9%			1942年10月	155	0	0.0%
		1943年10月	480	249	51.9%			1943年10月	170	1	0.6%
		小計	1403	890	63.4%			小計	584	1	0.2%
	経済学部	1941年4月以前	25	4	16.0%	入 営 延 期 学 部	工学部	1941年4月以前	38	0	0.0%
		1942年4月	270	218	80.7%			1942年4月	339	1	0.3%
		1942年10月	272	239	87.9%			1942年10月	369	0	0.0%
		1943年10月	272	157	57.7%			1943年10月	378	0	0.0%
		小計	839	618	73.7%			小計	1124	1	0.1%
	農学部A	1941年4月以前	8	0	0.0%	入 営 延 期 学 部	農学部B	1941年4月以前	10	0	0.0%
		1942年4月	81	56	69.1%			1942年4月	62	1	1.6%
		1942年10月	81	45	55.6%			1942年10月	74	0	0.0%
		1943年10月	83	39	47.0%			1943年10月	65	0	0.0%
		小計	253	140	55.3%			小計	211	1	0.5%
入営対象学部合計	1941年4月以前	107	19	17.8%	入 営 延 期 学 部 合 計	1941年4月以前	176	0	0.0%		
	1942年4月	890	666	74.8%		1942年4月	621	5	0.8%		
	1942年10月	1006	749	74.5%		1942年10月	679	0	0.0%		
	1943年10月	968	516	53.3%		1943年10月	737	2	0.3%		
	計	2971	1950	65.6%		計	2213	7	0.3%		
			総計			5184			1957	37.8%	

註
 ・京都大学大学文書館『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻より作成。
 ・農学部Aとは、農学部のうち入営対象となった農学科・農林生物学科、農林経済学科を、農学部Bとは、入営延期となった林学科・農林化学科・農林工学科を指す。

表4 1943年12月入隊者比率（学校種別ごと）

学校名	在学者	入隊者	入隊比率	典 拠
京都帝国大学	2971	1950	65.6%	京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻、2006年
東北帝国大学	1195	767	64.2%	永田英明「東北帝国大学における「学徒出陣」」（『東北大学史料館紀要』第2号、2007年）
帝国大学計	4166	2717	65.2%	
立教大学	881	658	74.7%	永井均・豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没 —戦時下の学内変動に関する一考察—」（老川慶喜・前田一男編『ミッション・スクールと戦争 —立教学院のジレンマ—』東信堂、2008年）
専修大学	1563	986	63.1%	専修大学編『専修大学百年史』下巻、1981年
同志社大学	1038	740	71.3%	上野直蔵『同志社百年史』資料編2、1979年
大学（帝大以外）計	3482	2384	68.5%	
第三高等学校	331	69	20.8%	西山伸「第三高等学校における「学徒出陣」」（『京都大学大学文書館研究紀要』第6号、2008年）
第七高等学校造士館	248	41	16.5%	木崎弘美「「高校生出陣」の検証」（『日本歴史』第664号、2003年）
第五高等学校	333	48	14.4%	薄田千穂「第五高等学校の「学徒出陣」」（熊本大学五高記念館『第五高等学校の学徒出陣』2012年）
甲南高等学校	86	8	9.3%	甲南学園五〇年史出版委員会編『甲南学園50年史』1971年
同志社大学予科	377	56	14.9%	上野直蔵『同志社百年史』資料編2、1979年
高等学校・大学予科計	1375	222	16.1%	
専修大学専門部	1643	616	37.5%	専修大学編『専修大学百年史』下巻、1981年
福岡高等商業学校	343	80	23.3%	福岡大学五十年史編集委員会編『福岡大学五十年史』上、1987年
専門学校計	1986	696	35.0%	

註 在学者の斜体は、『文部省第七十一年報』による数字を示す。

1943年12月の入隊者を示したのが〔表3〕である。これによると、学年によっていくらかの差異はあるが、文・法・経済学部からの入隊者は在学者の6割から7割程度、入営対象となった農学部の学科では5割強が入隊していた⁽²⁷⁾。

京大以外にも、1943年12月の入隊者の数および在学者中の比率を算出している学校がいくつかある。これらを、在学者の年齢構成がほぼ共通する学校種別ごとにまとめ、入隊比率の平均値を出し、全体の在学者数に乗じれば、入隊者数が推計できることになろう。もちろん、数値を算出している学校はまだ少数であり、その意味ではあくまでこれも推定値に過ぎないことを認識しておく必要がある。

取り上げた学校およびそれぞれにおける入営対象学部等の在学者および入隊者の数値は〔表4〕のとおりである（このうち、第五高等学校・甲南高等学校・福岡高等商業学校の在学者数は典拠に記載されていないため、前述の『文部省第七十一年報』

によった）。

この入隊者比率を、学校種別ごとに〔表2〕に示した在学者数に乗じると次のとおりになる。

帝国大学	$9210 \times 0.652 = 6004.92$
大学（帝国大学以外）	$22547 \times 0.685 = 15444.695$
高等学校・大学予科	$23275 \times 0.16 = 3747.275$
専門学校	$59807 \times 0.350 = 20932.45$

小数点以下を切り捨てると、帝国大学からは6004、帝国大学以外の大学からは1万5444、高等学校・大学予科からは3747、専門学校からは2万932、合計4万6127という数値が導き出せる。

これに少数いたと思われる理工医科系や留年していた学生の入隊者を加え、さらに文部省所轄外の諸学校（学習院高等科、水産講習所、外地の諸学校）からの入隊者も加えなければならない。これらについてはほとんど実体が分かっていないが、おそらくは合計しても1000名には達しないもの

と考えられる。

従って、1943年12月の入隊者は4万7000名前後ではないかと推察される。結果的に蜷川が出した数値と大きな差はなかったことになる⁽²⁸⁾。

(4) 陸海軍別比率

ところで、このとき徴兵適齢に達していた学徒は臨時徴兵検査を受検したが、その際、航空機搭乗員志願者および航空以外でも海軍を志願する者はその場で申し出ることとされた⁽²⁹⁾。これは前例のないことであった。なぜそのような措置を採ったのか、明確な理由は分からないが、入隊者を陸軍と海軍と振り分ける際の参考にしたのであろう。軍として、学徒の意向を尊重するとの姿勢を見せる必要もあると考えたのかもしれない。

一般に、学徒たちは陸軍を好まず海軍を志望した者が多かったと言われる。例えば、京都帝国大学から海軍に入った菊地泰次は、のちの聞き取りで「規律づくめの陸軍に比べると海軍の方が洗練されていて、自由や融通・合理性、とりわけスマートさにおいてずっと勝れているように思われ、そんなところに惹かれまして、迷わず海軍を志望しました」と述べている⁽³⁰⁾。しかし、海軍志願者が想定を大きく上回ったかというところでもないようで、東京帝国大学在学中に臨時徴兵検査を受けた中尾武徳は、海軍に決まったという知らせを受けて「自分の志望からも検査場の模様からも、海軍へやられるとは全然考へていなかったので意外だった」と、日記に驚きを記している⁽³¹⁾。

このときの入隊者の陸海軍別比率がいくつかの大学で判明している。拓殖大学では、学部・予科・専門部合わせて1263名が入隊して、そのうち陸軍が874名(69.2%)、海軍が389名(30.8%)であった⁽³²⁾。専修大学では、学部・専門部合わせて1602名の入隊者のうち陸軍が1176名(73.4%)、海軍が426名(26.6%)となっている⁽³³⁾。また、京都帝国大学では、総計1957名のうち、陸軍955名、海軍365名、不明637名となっているが、判

明分だけで比率を計算すると陸軍72.3%、海軍27.7%である⁽³⁴⁾。3校とも、陸軍7割前後、海軍3割前後で共通しているの、おそらく全体の陸海軍比率もこの程度であったと推測される。

4 朝鮮出身・台湾出身学徒にはどのような措置が採られたか

徴集猶予停止が公布された1943年10月時点で、日本が統治していた朝鮮および台湾では徴兵制が実施されていなかった。従って、朝鮮人・台湾人学徒には本来今回の措置は直接の関係はないものだったが、陸軍は10月20日に陸軍省令第48号「陸軍特別志願兵臨時採用規則」を公布して、志願による彼らの入営を図った。

この省令では次のように規定されていた。

第一条 戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ニシテ左ニ掲グル資格ヲ具ヘ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノノ中本令ノ規定ニ依ル銓衡ニ合格シタル者ハ朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所又ハ台湾総督府陸軍兵志願者訓練所ノ課程ヲ経ルコトナク直ニ之ヲ現役ニ編入ス

- 一 本令施行ノ際徴兵適齢ヲ過ギ居ル者又ハ徴兵適齢ノ者
- 二 兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期スベキ学校(中等学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限二年以上ノ学校ニ限ル)ニ本令施行ノ際現ニ在学スル者但シ大学令ニ依ル大学ノ医学部、理学部及工学部並ニ医学又ハ主トシテ工業ニ関スル学科ヲ教授スル専門学校、文理科大学、高等師範学校及師範学校ニ在学スル者ヲ除ク

臨時採用の対象となったのは、徴兵適齢以上で中等学校卒業程度を入学資格とする学校に在学している男子であった(11月12日の省令改正で卒業生も含まれるようになった)。ただし、日本人学徒と同様、理工医系および教員養成系は除外され

ていた。志願の締め切りは11月20日、入隊は翌年1月20日とされていた。

もともと陸軍特別志願兵とは、1938年に導入された朝鮮人一般を対象とする志願兵制度だった（1941年から台湾人にも適用）が、日本人学徒の徴集猶予停止に合わせて、朝鮮人・台湾人学徒を臨時採用という形でこの制度に組み込んだのである。

朝鮮人・台湾人学徒に対しては、あくまで志願という形式をとっていたが、前記の臨時採用規則公布10日後の10月30日、菊池豊三郎文部次官名で該当する大学・学校長宛に「朝鮮人台湾人学生生徒ニ関スル件」という文書が送られている。これによると、今回の臨時採用規則は朝鮮人・台湾人学徒に対して「内地人学生生徒ト同様ノ取扱ヲナサントスル趣旨ニ有之」とした上で、12月以降は文科系で引き続き教育を受けるのは徴兵適齢未満者、すでに兵役を終え帰還してきた者、留学生、徴兵検査不合格者に限られるので「朝鮮人台湾人学生生徒ニ対シテハ自ラ進ンデ洩レナク志願スル様御懇懇相成度此段依命通牒ス」と、彼らに進んで志願させるよう強く求めていた。さらに、この文書には次の追って書きがあった。

追テ万一志願セザル者アルトキハ右残留教育施設ノ関係上休学等適宜ノ措置ヲ採ラル、ノ外ナカルベキニ付御了承ノ上学生生徒ヲシテ十分本趣旨ヲ納得セシメ誤解偏見ヲ生ゼシメザル様御措置相成度⁽³⁵⁾

志願しない学徒は休学させるほかないので、今回の趣旨を十分納得させるように努めよというのであった。

この方針は、約1カ月後の12月3日に文部省専門学務局長から発せられた文書でさらに明確になる。ここでは、志願しない者に対して「本人ヲシテ自発的ニ休学又ハ退学スル様御懇懇スルコト」としつつ、「自発的ニ休学又ハ退学ヲ願出デザル者無之ヤウ御措置相成度モ若シ万一有之場合ニハ学

校当局ニ於テ学則ノ如何ニ拘ラズ積極的ニ休学ヲ命ズルコト」⁽³⁶⁾と、もし自発的に休学または退学を申し出ない者がいたら、学則に関係なく休学を命じるよう通知していた。

文部省がこうした措置を採った理由は、前記の文書によると、日本人学徒が入隊した後、学校に残る者はごく少数になるので、教育施設の関係上休学にせざるを得ないということであった。しかし、実際には既述のように一定程度の文系学徒が12月以後も入隊せずに学校に残っていたことを考えると、この理由は結果としてではあるが成り立っていない。朝鮮人・台湾人学徒を一人でも多く入隊させるための措置であったのは間違いないであろう。

これまでの研究によると、朝鮮人学徒の入隊者数は4000名前後であったと考えられる⁽³⁷⁾。台湾人学徒については、管見の限り入隊者数を明らかにした研究は存在しない。

おわりに

以上、徴集猶予停止に関するいくつかの問題について、推測を入れながら検討を試みた。もとより本論の検討によって、学徒出陣に関する主たる問題点が明らかになったなどというわけではない。

何より、軍はなぜこの時期に学徒の大量動員を行ったのか、裏を返せば軍は学徒に何を期待していたのであろうか。この問題は、徴集猶予停止の直前である1943年夏の海軍予備学生・陸軍特別操縦見習士官の大量募集を抜きにしては考えられないであろう。さらに、日中戦争開始以後、幹部候補生制度や予備学生制度がどのように運用され、入隊した学徒たちが実際に軍隊でどのような役割を果たしたかについても考察していかないといけない。学徒出陣研究は、まだ緒についたばかりというのが実際の姿であると言える。

〔註〕

- (1) 筆者は、学徒出陣について、その言葉の由来や定義、近年の研究動向について以前まとめたことがある（拙稿「『学徒出陣』研究序説」（辻本雅史編『知の伝達メディアの歴史研究 ―教育史像の再構築―』思文閣出版、2010年））。
- (2) この定義は、制度的なものである。註（1）に記した拙稿では、高等教育と軍隊という「異文化」の接触、それに伴う摩擦、葛藤に焦点を当てるといふ文化的・社会的側面から考えるならば、高等教育機関卒業生の軍務の長期化が始まる在学年限短縮開始（1941年12月）以後のこれら卒業生の入隊も学徒出陣に含めるのが適当ではないかと指摘した。
- (3) 『朝日新聞』1943年9月23日付朝刊。
- (4) 1941年に初めて実施された修業年限短縮については、正式には同年9月6日付で文部省から寄せられた発専177号「学生生徒卒業期繰上ニ関スル件」で各教育機関に通知された。これを受けて東京帝国大学で9月9日に開催された学部長会議では、医学部長を務めていた高橋明が「最近アル会ノトキ小泉厚相ヨリ閣議デキメタト云フ話シアリ」「ソレデ橋田文部大臣ニ聞イタ（電話）ラソウ決ツタガマダ通知スル迄イッテキナイトノコトデ早速ソレヲ総長ニ報告シタ」と発言している。直前ではあったが、内々に情報が大学に伝えられていたと考えられる。さらに高橋は同じ発言の中で「六月末厚生省ニ行ツタ時陸軍省医務局長ヨリ医学部ノ学生ヲドノ位早く出セルカトノ質問ガ雑談的ニアッタ」と述べており、2カ月以上前から年限短縮が問題になっていることを察していたようである（内田祥三関係史料『評議会 昭和十六年其二』東京大学文書館所蔵、識別番号F0004/A/3/7）。
- (5) 「小島憲戦中日記（抄）」（『明治大学史紀要』第8号、1990年）50頁。
- (6) 内田祥三関係史料『総長会議其他 其一』東京大学文書館所蔵、識別番号F0004/A/4/1。
- (7) 内田祥三のメモによる。註（6）に同じ。
- (8) 内田祥三関係史料『評議会 昭和十八年其二』東京大学文書館所蔵、識別番号F0004/A/3/13）。
- (9) 伊藤隆・廣橋真光・片島紀男編『東條内閣総理大臣機密記録』東京大学出版会、1990年、229頁。
- (10) 註（9）に同じ。
- (11) ちなみに東条は、この案を閣議決定するにあたってはかなり慎重を期していたようである。同書の9月21日の記事には「尚閣議に於て、万一、暗礁に乗り上げるが如き場合を考慮し、之が対策に付ては、去る十九日（日）充分腹案を練り置きたる所、特に大局に影響するが如き反対なく、若干の追加修文ありしのみにて決定の運びとなれり」とある（前掲『東條内閣総理大臣機密記録』230頁）。
- (12) いずれも、内田祥三関係史料『評議会 昭和十六年其二』東京大学文書館所蔵、識別番号F0004/A/3/7、に収載。
- (13) 『朝日新聞』1943年10月2日付朝刊。
- (14) 『朝日新聞』1943年10月3日付朝刊。
- (15) 陸軍省「学徒の徴集問答」（情報局編輯『週報』365号、1943年10月13日）1頁。
- (16) 『帝国議会貴族院委員会速記録』109、昭和篇、東京大学出版会、1999年、72頁。
- (17) 註（16）に同じ。
- (18) 神奈川大学創立五十周年小史編集委員会編『神奈川大学五十年小史』1982年、85頁。
- (19) なお、林学科について補足しておくが、帝国大学農学部は林学科は入営延期となったが、農業専門学校の林学科は入営対象とされている。林学については前述の議会で問答があった。「林業ハ軍事トチョットドウ云フ御関係ガアルノデスク」という松村義一の質問に対して、富永次官は「今此ノ飛行機等ハ金属デゴザイマスケレドモ、之ヲ木ヲ以テ之ニ代用スルト云フヤウナ研究モ余程熱心ニヤラレテ居リ、尚「プロペラー」等ハ御承知ノ通り木デゴザイマスガ、其ノ他色々特別ノ軍事上ノ必要ノ為ニ木ヲ利用スル所ノ研究ガドンドン進メラレ」ているためだと答弁している（前掲『帝国議会貴族院委員会速記録』77頁）。航空機等へ木材を用いる研究のため、在学者の入営延期の措置を採ったということだが、あくまで「研究」を行うためなので、農業専門学校在学者は入営延期からはずしたのかもしれない。

- (20) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 陸軍軍戦備』朝雲新聞社、1979年、384頁。
- (21) この数字は、元参謀本部第三課部員で戦後防衛庁戦史編纂官となった松木秀満の回想によったものだが、その回想中にも数値の根拠は示されていないという（学徒兵懇話会『新編 検証陸軍学徒兵の資料』2000年、89頁）。
- (22) 蝦名賢造『海軍予備学生』図書出版社、1977年、165頁。
- (23) この他、辞典類の「学徒出陣」項目をみると、秦郁彦が編集した『日本陸海軍総合事典 第二版』（東京大学出版会、2005年）は、蝦名の数値をそのまま使用しているが「異説もあ」としている（714頁）。また、『国史大辞典』第3巻（吉川弘文館、1983年）は「二十万人程度」（195頁）、『岩波日本史辞典』（岩波書店、1999年）は「20万人近く」（317頁）としているが、これらは敗戦までの入隊者も含めた数値である。なお、近年刊行された『アジア・太平洋戦争史辞典』（吉川弘文館、2015年）には数値の記載はない（108頁）。
- (24) 蛭川壽恵『学徒出陣 戦争と青春』吉川弘文館、1998年、60頁。
- (25) 実際、中を見てみると、例えば学生に関する事項は「年度内四月三〇日現在の調査である」と凡例に記されているにもかかわらず、いくつかの大学については「昭和十八年に入学の者」という欄に数値が記入されている（この年の入学は10月であったので、本来は数値が入らないはずである。数値が入っていない大学もある）。このように、同書は数値の信頼度を疑わせるところが散見される。
- (26) 京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻、2006年。
- (27) 逆に言えば、入営対象となる学部学科でも三分の一前後の学生は残留していたことになる。入隊しなかった理由としては、①すでに兵役を終え帰還していた、②臨時徴兵検査で丁種と判定された、③徴兵適齢に達していなかった、の3つが考えられる。しかし、いずれの理由も説得的とは言えない。①についてはごく少数であったと考えられる。②については、2年前の事例だが1941年度に実施さ

- れた臨時徴兵検査における京大生の判定結果が残っており、それによると受検者1629名のうち丁種はわずかに12名（0.7%）しかいない（『昭和十六年度臨時徴兵検査体格等位表』『評議会議事録 昭和十七年』京都大学大学文書館所蔵、識別番号MP00006）。この実績からして、1943年の臨時徴兵検査において多数の不合格者が出たとは考えにくい。③については、確かに[表3]に見られるように入学年月が後になるにつれ入隊者の比率が下がっていることは、徴兵適齢に達しなかった者の存在を示唆している。しかし、これも数年前のデータだが、1938年9月現在の京大1年生の平均年齢は法学部で22歳4カ月、文学部で22歳3カ月、経済学部で22歳0カ月、農学部で23歳6カ月となっていた（『京都帝国大学一覧 昭和十四年度』）。当時の小学校・中学校から高等学校・帝国大学へ進学することの困難さがこの年齢に表われているが、それは同時に1年生の段階ですでに徴兵適齢に達している者が多数を占めていたことも示している。従って、③についても残留学生の存在を部分的には説明できるが、決定的な理由とは言えそうにない。もちろん、この後敗戦までの間に入隊した学生が少なからずいたのは事実だが、1943年12月の時点でなぜ三分の一前後の学生が残留することになったのか、残念ながら今のところ明らかにはできない。
- (28) この後、在学生の入隊は続くが、敗戦までの入隊者総数を推計することは非常に困難と思われる。1943年12月24日公布の勅令第939号「徴兵適齢臨時特例」により、徴兵適齢が19歳に引き下げられ、さらに1945年2月8日公布の陸軍省告示第4号によって、それまで入営延期措置が採られていた師範学校が延期の対象から外された。これらの措置によって、学徒の入隊者は大幅に増えたと考えられるが、戦争末期の混乱状態のなかで、在学者や入隊者の数値が推計の材料になるほど集まるかどうか、心許ない状況と言えよう。
- (29) 10月2日に行われた陸軍省兵備課長友森清爾大佐による「在学徴集延期の停止について」と題されたラジオ放送で明らかにされた（『朝日新聞』1943年10月3日付朝刊）。

- (30) 京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第2巻、2006年、331頁。
- (31) 中尾義孝編『中尾武徳遺稿集 探求録』権歌書房、1997年、627頁。
- (32) 学校法人拓殖大学・拓殖大学百年史編纂委員会編『拓殖大学百年史』昭和前編、2011年、358頁。
- (33) 専修大学編『専修大学百年史』下巻、1981年、1297頁。
- (34) 前掲『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻、70頁。
- (35) 前掲『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻、16頁。
- (36) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第2巻、史料編Ⅱ、1988年、686頁。
- (37) 姜徳相『朝鮮人学徒出陣 —もう一つのわだつみのこえ』(岩波書店、1997年)では4385名(370頁)、塚崎昌之「朝鮮人徴兵制度の実態 —武器を与えられなかった「兵士」たち」(『在日朝鮮人史研究』第34号、2004年)では3893名(55頁)としている。